

鳥取県栽培漁業センター井戸海水取水ポンプ2号機点検・整備業務仕様書

- 1 業務名 鳥取県栽培漁業センター井戸海水取水ポンプ2号機点検・整備業務
(以下「本業務」という。)
- 2 業務場所 (位置図参照)
鳥取県栽培漁業センター構内 (東伯郡湯梨浜町石脇1166番地)
- 3 業務期間 契約締結日から令和5年3月24日まで
- 4 業務内容
鳥取県栽培漁業センターにおいて必要とする海水量を円滑に確保するため、当センターで使用している井戸海水取水ポンプ2号機の点検・整備を行う。(詳細は、内訳資料のとおり)
 - ・作業内容
井戸海水取水ポンプ2号機の分解整備及び電動機(15.0KW)の取替
- 5 権利義務の譲渡等の禁止
受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
- 6 秘密の保持
 - (1) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は発注者の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
 - (2) 受注者は、本業務に従事する者並びに7の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)の規定を遵守させなければならない。
 - (3) 発注者は、受注者が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
 - (4) (1)から(3)までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。
- 7 再委託の禁止
 - (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
 - (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 完了報告及び検査

受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内または令和5年3月28日のいずれか早い日までに事業完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受けるものとする。

- (1) 提出部数 2部
- (2) 添付書類 作業実施内容及び成果、写真（作業着工前後、施工状況、材料検収）

10 委託料の支払

- (1) 受注者は、委託料を請求する場合は、9の検査合格後に行うものとする。
- (2) 発注者は、9の検査を行った結果、委託業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

11 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

12 その他

- (1) 業務の着手に当たっては、事前に監督員と協議するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。